

政 務 調 査 費 の 運 用 指 針

長 崎 県 議 会 事 務 局

平成20年3月19日作成

目 次

I	使途基準の運用指針	1
1	実費弁償の原則	1
2	按分にあたっての指針	1
3	項目別充当指針	2
II	政務調査費の運用に関する説明資料	7
1	議員交付に係るもの	
2	会派交付に係るもの	13
3	その他	15
II	政務調査費の充当が不適当な経費	19
III	会計処理	21
1	会計帳簿等の整理保管	21
2	証拠書類の整備	21
3	会計帳簿類の整備	22

《資 料 集》

1	地方自治法（抜粋）	25
2	政務調査費の交付に関する条例	26
3	政務調査費の交付に関する条例施行規程及び様式集	32
4	政務調査費の支出に伴う証拠書類等参考書式	43

政務調査費の運用指針について

I 使途基準の運用指針

1 実費弁償の原則

調査研究活動は会派及び議員の自発的な意思に基づき行なわれるものであることから、政務調査費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、調査研究に要した費用の実費に充当することを原則とするものであり、収支報告書への領収書等の添付を必要とする。

ただし、調査研究費のうち活動に要する経費については、領収書に代わる活動報告書を作成して提出することにより、1日あたりの定額をもって充当することができるものとする。

2 按分にあたっての指針

議員活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等が、調査研究活動と渾然一体となり多岐にわたっていることが通例である。

このことから、政務調査に要した費用の全額に政務調査費を充当することが不適当な場合にあっては按分により充当することとし、その基準は以下のとおりとする。

(1) 按分を要する支出項目

広報費、事務所費、事務費及び人件費については、調査研究活動とそれ以外の括動に係る経費が混在し、明確に区分し難い場合にあっては、1/2の割合により按分した額を充当することができるものとする。

なお、調査研究費のうち活動に要する経費については、日常活動における自家用車の燃料代及びタクシー、レンタカーの利用料金にかかる領収書を添付する場合は、1/2の割合により按分した額を充当することができるものとする。

(2) 証拠書類への記載

按分により政務調査費を充当する場合には、按分により充当する理由を明らかにするとともに、領収書その他の証拠書類に政務調査費としての支出額を付記するものとする。

3 項目別充当指針

(1) 調査研究費 (ア) 交通費	交通費については、領収書の添付に代えて議員自身の選挙区内は日額5千円、選挙区外及び県外については日額8千円を充当することができる。 (①自家用車、タクシー、レンタカー等を利用する場合 ②路面電車、JR、地下鉄等、通常は領収書を貰わずに乗る公共交通機関を利用した場合) また、航空機、特急料金を伴う鉄道、高速バス等、領収書を貰って乗ることが可能な公共交通機関を利用した場合は、実費を充当するものとする。 (事例) 1) 自宅を自家用車で出発し、所属政党支部で選挙対策関係へ合に出席した後で、選挙区内の農協に回り、果樹栽培農家のリーダー達と意見交換を行い自宅に戻った場合 方法1. 日額5千円を充当する。 方法2. 日常的な調査研究活動を自家用車を使用して行い、ガソリン等の燃料代をカードやチケット等の利用により月単位で支払っている場合などは、支払額の1/2相当額を充当する。
---------------------------------	---

(ア) 交通費	2) ① 後援会事務所をタクシーで出発し、選挙区外の商工会議所内で商店街振興組合関係者から、空き店舗の活用策の説明を受けるとともに商店街の現状についての意見交換を行い、 ② その後、タクシーを乗り換えてホテルで私用で会食を行った後、 ③ 別のタクシーで帰宅した場合 方法1. 日額8千円を充当する。 方法2. ①区間及び③の区間のタクシー料金を充当する。 ※ ②の区間のタクシー料金は充当できない。 3) ① 自宅からタクシーでJR駅に向かい、博多行き特急に乗車して国土交通省、経済産業省の地方ブロック機関関係者から行政説明を受け、 ②タクシーで知人の子息の結婚披露宴会場に向かい、 ③披露宴修了後、タクシーで博多駅に戻り ④再び特急列車とタクシーを乗り継いで帰宅した場合 方法1. 日額8千円を充当する。 方法2. ①と④の区間のタクシー料金及びJR運賃の全額を充当する。 ※ ②と③の区間のタクシー料金は充当できない。 4) 日常的な調査研究活動をタクシーを使用して行い、カードやチケット等の利用により月単位で支払っている場合などは、支払額の1/2相当額を充当する。
----------------	---

(イ) 宿泊費

宿泊費については、1泊2食の実費料金を充当することができる。

また、それができない場合は、領収書の添付に代えて議員に適用される旅費規程（議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例）に準じ、乙地（甲地を除く全域）には1泊につき13,300円を、甲地（東京、横浜、大阪、京都、神戸、福岡等の大都市部）には1泊につき14,800円を充当することができる。

（事例）

- 1) 同僚議員4名とともに甲地内のホテルに宿泊し、素泊まりのほか、食事代、飲み物代も含めて支払った場合

方法1. 各人別の素泊まり代と食事代（夕食、朝食）を個別に計算、請求してもらい、その実費額を充当する。

※ 素泊まり代には、別途加算される場合がある暖房費、入湯税等を含むものとする。

方法2. 計5名の議員の代表者あてに一括して料金を請求してもらい、各議員はそれぞれ甲地の宿泊料金（14,800円）を充当する。

- 2) 乙地のビジネスホテルに1人で宿泊し、ホテルに1泊朝食代として11,000円を支払い、夜はホテル外の居酒屋で飲食をした場合

方法1. ホテルの1泊朝食代金11,000円と居酒屋での「食べ物代」を合計した金額を充当する。

方法2. 乙地の宿泊料金（13,300円）を充当する。

(2) 研修費	① 研修会等への参加のための交通費、宿泊費等については、調査研究費に準じて取り扱うものとする。 ② 会費については、研修会、講演会等その都度支払う参加費、負担金等だけでなく、年または月単位で納入する団体等への会費を含む。 ただし、ロータリークラブ、趣味・娯楽を目的とした団体、政党、宗教活動団体等への会費は除く。 ③ 交通費、宿泊費等を除く経費については、必ず領収書を添付するものとする。
(3) 会議費	① 会議等への出席のための交通費、宿泊費等については、調査研究費に準じて取り扱うものとする。 ② 懇親会等の経費については、公職選挙法等の法令に反しない範囲において、各種会議に付随したものとして開催される場合に充当できるものとする。 ③ 交通費、宿泊費等を除く経費については、必ず領収書を添付するものとする。
(4) 資料作成費 資料購入費	① 対象経費への充当にあたっては、必ず領収書を添付するものとする。
(5) 広報費	① 交通費については、調査研究費に準じて取り扱うものとする。 ② 広報紙、ホームページ作成費等に要する経費については、後援会活動や政党活動、選挙活動等に関する情報が混在している場合は、支払額の1/2相当額を充当することができるものとする。 ③ 交通費を除く経費については、必ず領収書を添付するものとする。

(6) 事務所費	① 事務所の賃借料及び光熱水費については、後援会事務所等と兼用している場合、1 / 2の割合により按分した額を充当することができるものとする。 ② 対象経費への充当にあたっては、必ず領収書を添付するものとする。 ③ 事務所費は、議員に対してのみ交付されるものであり、会派に交付される政務調査費からの充当はできない。
(7) 事務費	① 電話（携帯電話を含む）、FAX、郵便、宅配、Eメール等に係る通信費及び用紙代については、1 / 2の割合により按分した額を充当することができるものとする。 ② コピー機のリース料及び用紙代についても、1 / 2の割合により按分した額を充当することができるものとする。 ③ 自動車のリース料、車検・整備費用、保険料、維持費には充当できない。
(8) 人件費	① 調査研究活動以外の活動も含めて事務を行っている職員の人件費については、1 / 2の割合により按分した額を充当することができるものとする。 ② 同一生計を営む親族への充当は認めない。 ③ 対象経費への充当にあたっては、必ず領収書を添付するものとする。

政務調査費の運用に関する説明資料

I 議員交付に係るもの

総 論

- ・ 議員個人に係る使途基準のうち、特に事務所費・人件費・事務費にあつては、政務調査活動以外の用途（選挙活動、後援会活動、政党活動等）にも充てられることがあると思われ、この場合、政務調査費に係る経費とそれ以外の経費に明確に区分することは困難ではないかと考えられる。
- ・ 政務調査費の交付対象となる調査活動と正規の議会活動及び個人の政治活動との境界が不明確な場合があるため、どの経費として処理すべきか判断が難しい。

調査活動と他の議員活動は理論的には区別できるが、実際の活動においては、一つの活動が調査活動と他の議員活動の両面を有し渾然一体となっていることが多く、また、一回の出張の中で二つの活動が行われる場合などもあり、これらを整然と峻別することが困難であることが多いと考えられる。

この様な場合における政務調査費の事務所費、事務費、人件費等への充当については、1/2の割合により按分した額を充当することができるものとする。

調査研究費（視察経費）

- ・ 国内、国外を問わず視察等に政務調査費を充当することに問題はないか。
- ・ 本県においては毎年度、議員の海外研修旅費が予算化され、議長の承認のもとに実施されているが、別途、政務調査費を充当して個々に海外調査等を行うことは可能か。

国内外を問わず、視察経費は政務調査費の交付対象経費である。

調査研究費（交通費）

- ・ 議員の調査活動に伴う旅費については、実際に支払った交通費、宿泊費等を充当することとして良いか。
- ・ 政務調査費として充当できる旅費の基準はどうなっているのか。
- ・ バスや近距離の鉄道、路面電車等、通常は領収書の収受がない交通費の取扱い基準は、どのようなになっているのか。

政務調査活動は議員の自発的意思に基づき行うものであり、いわば旅行者自身が旅費の支給権者であることから、現に要した費用いわゆる実費を充当するのが望ましい。

その場合、交通費、宿泊費その他雑費の額及び内容は、社会通念上許容される範囲のものである必要がある。

ただし、バスや電車あるいは自家用車等を利用して短い距離を移動する場合は、少額の交通費の支出証明等を調整しにくい等の事情もあるので、定額の交通費を設定することにも合理的理由があると考えられる。

そこで、領収書に代えて活動記録簿や宿泊証明を添付することにより、交通費については自家用車やレンタカー、タクシー等を利用した場合、定額（選挙区内日額5千円、選挙区外及び県外日額8千円）を、宿泊費については議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「議員の旅費に関する条例」という。）に基づき乙地13,300円、甲地14,800円を充当できるものとする。

調査研究費（交通費）

- ・ 調査活動に自家用車を使用した場合の燃料代への充当は、どのようにすればよいか。

自家用車使用の場合、政務調査活動に使ったガソリン等燃料費を厳密に算出することは難しく、また、給油の時期と実際の調査活動の時期は必ずしも一致しないことから、前問への答えのとおり定額（選挙区内日額5千円、選挙区外及び県外日額8千円）を充当できるものとする。

なお、定額制によらず、月決めで支払いを行うケースで調査活動とそれ以外の活動が混在し分別が困難な場合は、領収書を添付することにより1/2の割合で按分した額を充当できるものとする。

調査研究費（交通費）

- ・ 雇用契約のない配偶者等が、議員の調査活動を補助するために旅行した場合の経費等は支出できるか。

配偶者等の政務調査活動の補助者としての活動実態によると考える。例えば、通訳等専門技術的な補佐をする場合や議員に身体的な障害があり活動を補佐する場合等が考えられる。

なお、宿泊費も交通費と同様の考え方に立ち交付対象となりうる。

調査研究費（交通費）

- ・ 自己所有の自動車を調査活動に使用する場合の取扱いについては、どのように考えるか。
- ・ 後援会が所有する自動車を調査活動に使用する場合の取扱いについては、どのように考えるか。
- ・ 議員個人が保有している車両の使用範囲は、政治活動や調査活動のほか私用にも利用するなど多岐にわたるが、充当の対象はどのようにするのか。

政務調査活動に自動車を使う際の費用は、交通費として考えるべきである。したがって、政務調査費の交付対象となるのは、燃料費及び有料道路通行料、駐車料金等の実費のみであり、その他の維持管理に要する費用に充当することは適当でない。

後援会が所有する自動車を使用する場合についても、交通費としての充当は差し支えないものとする。

また、議員活動は多面性を有するので、交通費には按分して充当せざるを得ないことから、調査活動とそれ以外の活動が混在し分別が困難な場合は、領収書を添付することにより1/2の割合で按分した額を充当できるものとする。

調査研究費（交通費）

- ・ 専ら自動車運転のために雇用された者が、議員の県外等への調査活動に同行して宿泊する場合、政務調査費からその者への宿泊費の支払いは可能か。

専ら運転のために雇用された者であっても、政務調査活動の補助者としての活動実態があれば、宿泊費への充当は可能であると考えられる。

会 費

- ・ 所属政党の会費は政務調査費で払えないのか。
- ・ 「団体等の年会費又は総会会費」は支出できるか。
- ・ 議会内の議員連盟、また、ライオンズクラブ等の会費（年又は月）等を支出できるか。
- ・ 例えばPTA、婦人会、老人クラブ等のように他の者が主催する意見交換会等に出席するのに会費や負担金（会費・負担金には、会食代を含む）を要する場合は充当できるか。

当該団体の活動内容や実態が政務調査活動に適合するものであるかが、まず基準になると考える。

例えば、個人的資格要件で加入している団体（例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等）の会費については、適当ではないと考える。

また、議員が所属しない他団体の主催する意見交換会等の参加費は、あくまでも実質的な意見交換が中心である場合に充当が可能であると考ええる。

なお、議会内の議員連盟の会費については、任期満了時に余剰金が還付されることなどの事情に鑑み、充当することは適当ではないと考える。

会議費（食糧費）

- ・ 食糧費としての支出が認められる場合について、どのように考えるか。
- ・ 会食を伴う会議には、どのような場合にどの程度認められるか。議員と外部の者（研修会の講師等）が共に会食する場合はどうか。

食糧費への充当については、公職選挙法等の制限に抵触しないことや社会通念上妥当なものであることを前提とした上で、会食等が調査活動として会議と一体性を有する必要があると考える。

各地の裁判例等によると5千円程度の会食費用は概ね妥当なものとされており、研修会の講師等との会食も、その目的が調査研究活動の一環として行われるものである限り認められると考える。

広報費

- ・ 広報誌の中で政治活動と調査活動の報告が併存している場合、記事の割合により按分することとしてよいか。
また、議員個人の活動報告会の開催経費への充当は認められるか。

広報紙の内容が明らかに選挙活動、後援会活動、政党活動と判断される場合は充当できない。

実態としては、住民の意見を議会活動に反映させることを目的とした広報活動と、それ以外の活動が混在していることが数多くあると考えられることから、分別が困難な場合は対象経費の支出に係る領収書を添付することにより、1/2の割合で按分した額を充当できるものとする。

なお、議員個人の活動報告会の開催経費への充当も同様の取扱いとする。

事務所費

- ・ 事務所費を支出できる場合の「事務所」としての要件は何か。

要件としては、政務調査活動を実際にそこで行っているという実態が必要である。

(参考) 外形的な要件として次のようなものが考えられる。

○事務所の形態

- 1 事務所としての外観上の形態を有していること。(〇〇議員事務所の看板設置など)
- 2 事務所としての機能(事務スペース、応接(会議)スペース、事務用備品等)を有していること。
- 3 連絡要員等を配置していること。

○契約形態

賃貸の場合は議員個人が契約主体となる必要がある。

事務所費

- ・ 政務調査活動に用いるため、事務所として使用する不動産の購入に充当できるか。
- ・ 事務所設置に係る用地取得費、建設工事費は充当の対象になるか。

政務調査費を充当することが適当な経費は、政務調査活動を行うために直接必要とする経費と考えるのが一般的である。

政務調査費は原則的には政務調査活動の対価を支払うものであり、環境整備にまで使うことは適当ではなく、議員個人の資産形成につながる事務所の購入等の経費に充当することは、認められないものとする。

事務所費（按分）

- ・ 政務調査以外の活動も行っている場合、一括で支払うことが多い事務所費、事務費、人件費等の経費は、どの程度の割合で政務調査費を充当するすることが妥当か。
- ・ 議員事務所が後援会事務所を兼ねている場合、政務調査に要した経費（事務所賃貸料、光熱 水費、電話代、コピー代、人件費等）はどのようにして算出するのか。

いずれの場合も、調査活動とそれ以外の活動が混在し分別が困難な場合は、対象経費に係る領収書を添付することにより、1/2の割合で按分した額を充当できるものとする。

（参考）

○議員事務所と後援会事務所の分離独立のための方法

（賃料）

議員事務所分の分離独立性を確保する外的形式を整え（例えば中間の間仕切り、出入口を別々にする等）、次による契約を行うことで、議員事務所分の賃料を対象経費とすることができる。

- ・ 両事務所が自らの部分を各々別個に賃貸契約を行う。
- ・ 物件総体を共同で契約し各々が賃貸者に支払う。
- ・ 契約形式が無理であれば、物件総体はいずれかが契約し、各々の負担割合（面積部分）を明確にして支払う。

（維持費等）

- ・ 電話加入契約など、明確に分離できるものはそれぞれが契約する。
- ・ 光熱水費は、各々が自らの部分を支払うが、それが困難な場合は各々の負担区分を明確にして按分する。

事務所費（自己所有）

- ・ 自宅の一部を議員事務所として使用している場合、維持費は支出可能か。
- ・ 自己所有物件を事務所として使用する場合、賃借料、管理運営費（光熱水費・電話料）の支出は可能か。

自己所有（家族名義を含む）の場合は、賃借料に政務調査費を充当することは不適當である。

光熱水費及び電話代等通信費については、家族用と分離することが望ましいと考える。

事務所費（その他）

- ・ 県庁所在地から距離のある選挙区の議員が、県庁所在地に宿所として賃貸マンションを持つ場合事務所費に充当できるか。

当該マンションが政務調査活動の拠点となっているかという実態的判断による。現に調査活動の拠点として継続的に使用していることが明らかであれば、使用実績に応じた額を充当することは可能と考えられる。

なお、開会中に支給される滞在費と重複することのないよう留意すべきである。

事務費（自動車・その他の備品・消耗品）

- ・ 自動車等の高額な備品の購入（例えば応接セット、本棚、ロッカー、パソコン、エアコン、机、椅子、FAX）は認められるか。
- ・ 自動車に係る経費は、自動車の取得費、車検代（重量税を含む）、保険料、自動車税、修繕代等が考えられるが、これらの経費に支出できるか。

自動車の購入については事務所の購入と同じ考えである。（政務調査費は原則的には政務調査活動の対価を支払うものであり、調査活動を行うための環境整備にまで使うことは適当ではないと考える。）

自動車の維持管理のための修繕費、車検費用、保険料等は政務調査活動に直接必要な経費として考えるべきでない。

その他の備品・消耗品については、政務調査活動に対する有用性が高く、一般的に直接必要であると認められるものに限定すべきであろう。

また、その価格についても、政務調査活動に要する備品という視点から常識的に判断されるべきものと考えられる。

なお、備品・消耗品の維持補修については、政務調査活動に直接必要なものに限定すべきである。

（参考）

次の備品等は政務調査費からの支出は不適当と考える。

例）事務所に掲示する絵画、冷蔵庫、エアコン、安楽椅子、衣服 等

人件費（一般）

- ・ 事務所で継続的に雇用している者に対する人件費（給料、手当、社会保険料、賃金等）について、どの程度まで政務調査費を充当するのが適当か。

専ら政務調査活動に従事しているのであれば全額が交付対象経費になると考えるが、他の用務にも従事している場合は按分すべきである。

調査活動とそれ以外の活動が混在し分別が困難な場合は、対象経費に係る領収書を添付することにより、1/2の割合で按分した額を充当できるものとする。

人件費（親族）

- ・ 議員が政務調査活動のために、家族と雇用関係を結んだ場合、人件費としての支出は認められるか。特に配偶者の場合はどうか。

政務調査活動に従事している実態によると考えるが、生計を一にしている親族を雇用することは誤解を招きやすいので、充当することは適当ではないと考える。

Ⅱ 会派交付に係るもの

総論（事務委託）

- ・ 会派に交付された政務調査費で、所属議員に調査等を行わせる場合の取扱いはどうなるのか。

会派が所属議員と委託契約を結ぶと、議員に政務調査費が渡った時点で委託料となり課税の問題が生じる。

そこで、調査研究活動を具体的に決定した上で、それぞれの議員は会派の調査研究活動を分担して行うという考え方で良いのではないか。

なお、その際には形式的であっても、議員の分担する調査研究活動を個々に明示するほか、会派に対し一定の報告をすることが必要となる。

調査研究費（交通費）

- ・ 会派が所属議員に支給する旅費の取扱いはどうになるのか。

会派の調査研究活動を所属議員が分担して行う場合で、調査研究の方法、時期等が個々の議員に委ねられているときは、議員の判断で調査のための旅行をすることとなるから、その旅行に要した費用は実費を請求することになるので、領収書を備える必要がある。

ただし、バスや電車あるいは自家用車等を利用して短い距離を移動する場合は、少額の交通費の支出証明等を調整しにくい等の事情もあるので、定額の交通費を設定することにも合理的理由があると考えられる。

そこで、領収書に代えて活動記録簿や宿泊証明を添付することにより、交通費については自家用車やレンタカー、タクシー等を利用した場合、定額（選挙区内日額5千円、選挙区外及び県外日額8千円）を、宿泊費については「議員の旅費に関する条例」に基づき乙地13,300円、甲地14,800円を充当できるものとする。

事務費（自動車）

- ・ 会派の所属議員に調査研究活動を分担させる場合に要するガソリン等燃料代の取扱いはどうになるのか、

議員へ交付される政務調査費に準じて取り扱うこととなる。

したがって、定額（当該議員の選挙区内日額5千円、選挙区外及び県外日額8千円）を充当できるものとする。

また、定額制によらず、調査活動とそれ以外の活動が混在し分別が困難な場合は、領収書を添付することにより1/2の割合で按分した額を充当できるものとする。

研修費

- ・ 議員個人への案内があった会議・研修会等へ議員が参加する経費を、会派へ交付した政務調査費で支出するのは適当か。

議員への案内があった研修の扱いについては、会派が会派活動として認定するか否かによってその取扱いが異なるものとする。

会派の調査活動の一環として議員を派遣する場合は、会派に交付された政務調査費を充当することも差し支えないと考える。

会議費（食糧費）

- ・ 食糧費としての支出が認められる場合について、どのように考えるか。
- ・ 会食を伴う会議には、どのような場合にどの程度認められるか。議員と外部の者（研修会の講師等）が共に会食する場合はどうか。

食糧費については、公職選挙法等の制限に抵触しないことや社会通念上妥当なものであることを前提とした上で、会食等が政務調査活動として会議と一体性を有する必要があると考える。

各地の裁判例等によると5千円程度の会食費用は概ね妥当なものとされており、研修会の講師等との会食も、その目的が調査研究活動の一環として行われるものである限り認められると考える。

人件費

- ・ 会派にいる職員（政党から派遣される者を含む）に対し、政務調査費を人件費として充当できるか。

雇用主体が会派でなくても、会派の政務調査活動の補助実態により判断することになる。

また、その職員が専ら政務調査活動に従事しているのであれば、全額が交付対象経費になると考えるが、他の用務にも従事している場合は按分すべきである。

調査活動とそれ以外の活動が混在し分別が困難な場合は、対象経費に係る領収書を添付することにより、1/2の割合で按分した額を充当できるものとする。

Ⅲ その他

税関係（所得税・課税）

- ・ 議員に交付される政務調査費の所得税法上の取扱いについて（使途基準に基づき使用し、残余が生じた場合に返還する規定があるので、課税対象にはならないとの情報があったが、申告の有無を含めて課税の有無について再度確認したい。）

政務調査費は、その全額が議員としての公的調査研究活動に必要な費用を賄うために使用される仕組みとなっている。したがって政務調査費が雑所得の収入金額に該当するとしても、ここから調査研究のために支出した費用を控除した収支差額については、剰余が生ずることはあり得ず（使用残額については返還義務がある）その結果、課税所得は発生しないものと考えられる。

税の区分上は雑所得になるので確定申告が必要ないとはいえないが、これまでの政治資金の確定申告との均衡上、確定申告をしなくても問題は生じないとする。

税関係（所得税・課税）

- ・ 条例では、交付対象を会派とし、所属議員が一人の会派へも交付することと規定しているため、一人会派へも交付しているが、政務調査費の使途が会派の活動とみなすことが適当なのか疑問な点がある。
また、課税上の問題が発生しないか疑問である。
- ・ 会派は課税対象団体となるか。

会派は、「人格なき社团」であるが、「人格なき社团」に対する所得課税については、原則非課税であり、収益事業を行う範囲において課税されるという考え方である。

会派は収益事業を行っていないので課税されないこととなる。

また、一人会派については、確かに議員個人の活動との区別が不明確な面もあるが、条例上一人会派への支給は会派活動を前提として認められたものであり、収支報告書においては会派と個人の活動を区別すべきである。

ちなみに、政務調査費に関する徳島地裁の判決（平成5年5月28日）においては、一人会派について「所属議員が一人の会派であっても、選挙によって二人以上になる可能性はあるのであるし、実際には議会外の政党その他の政治団体と連携しているのが実態である」として交付の合理性を認めているところである。

税関係（法人住民税）

- ・ 政務調査費に絡み、会派に対して、法人県民税（均等割）及び法人市町村民税（均等割）の納付の義務があるか。

地方税法第24条第1項に道府県民税の納税義務者の規定があり、第4号では「道府県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの」が要件となっている。

総務省都道府県税課によると、会派は県有財産の提供を受けている議会内団体であり、事務所を有しているという要件を満たしていないので、課税対象にはならないとしている。

税関係（期間）

- ・ 政務調査費は会計年度にあわせて、4月から3月までを1つの期間と考えているが、税金の申告に係る期間は、1月から12月まで（暦年）を1つの期間と考えている。
この期間のずれによる課税は発生しないか。

そもそも政務調査費に係る確定申告については、申告をしなくとも問題は発生しないと考える。

政務調査費は残余が生じた場合は返還することとされており、したがって課税対象となる所得が生ずることはないことを前提にしているので、あえて申告する場合には、年度末に使い切ることを見越して申告することで差し支えないと考える。

調査費の精算

- ・ 政務調査費は、議員一人につき月額26万円交付されるが、実際の支出も月毎の増減が許されず、月毎に余った調査費は返納すべきなのか。

収支報告書の提出は、年に1回会計年度終了日の翌日から20日以内となっている。

したがって、1年間の交付額312万円の収支報告を議長に提出することとされており、月単位の支出額が26万円以下の月があっても、年間の支出額が312万円以上であれば返納は生じない。

収支報告書（証拠書類、会派）

- ① 会派活動のため購入した事務機器及び会派活動で出席した会合の会費について、証拠書類（領収書）が個人名であった場合、経理責任者の証明があれば証拠書類として認めるべきか。
- ② 会派が会派の所属議員に支給した旅費に係る領収書の徴収の必要性

- ① 宛名名義よりも会費等の支出の実態が会派活動としてのものかによると考える。
- ② 旅費の支給が実費によるとすれば、原則としては領収書が必要であるが、定額制であれば領収書ではなく活動記録簿のように明細が把握できる書類及び議員本人の領収印が必要であると考え。

収支報告書（帳簿）

- ・ 規程で整理保管を定めている帳簿の種類及びその様式

様式については特段の定めはないが適正に支出されたかを証明するに足りるものであることが

必要であると考え。

（例示）

帳簿としては、現金出納簿、支出経理簿、旅行実績簿、雇用職員給与台帳

（参考）

政党助成法によると帳簿としては会計帳簿（収入簿及び支出簿、政党基金簿）とされている。収入簿には交付を受けた金額及び年月日、支出簿には、これを受けた者の氏名及び住所並びにその目的、金額及び年月日並びに当該政党交付金による支出に充てた政党交付金の金額又はこれに充てるために取り崩した政党基金の金額を記載することとされている。（同法第15条）

収支報告書（議員死亡）

- ・ 議員が死亡した場合の収支報告書の提出及び返還の事務手続きについて
- ・ 議員死亡による一人会派の解散があった場合、収支報告書の提出をどうするか。

議員が死亡した場合、条例上は収支報告書の提出は必要とされていないが、過去の取扱い上は遺族から収支報告書を提出していただいている。

その収支報告書に基づいて、剰余金が生じている場合には遺族から返納していただくこととなる。

これに対し、会派は解散した場合に収支報告書を提出することになっている。

このため1人会派の議員が死亡した場合は、議員交付分と同様に遺族から収支報告書を提出いただくこととなる。

収支報告書（その他）

- ・ 議長に提出する収支報告書の収支金額には預金利子を含めるのか。

基本的には収支報告書には、政務調査費の交付額を収入として記載すれば良いと考える。

議長の調査権

- ・ 議長はどのようにして調査を行うのか。
条例では、「必要に応じ調査を行うものとする」と規定しているが、どの程度の調査を行うのか。内容をどこまで踏み込んで行うのか。
- ・ 予算の執行に関する知事の調査権との兼ね合いはどうなるのか。

調査内容としては、①政務調査費と会計帳簿の記録の照合、②会計帳簿における支出内容が使途基準に適合しているかの確認、③証拠書類と会計帳簿の照合等も考えられるが、基本的には、収支報告書の提出を受ける議長は、その報告書が所定の要件（様式や内容等）を備えているかどうか チェックすることとなる。

都道府県が支出する経費については、予算の適正な執行の観点から一般的に知事の調査・検査の権限が及ぶものである。

しかし、調査・研修等の活動に関する領収書の証拠書類等や帳簿まで提出しなければならないとすると、議員の政治活動の自由に重大な影響を与えかねないとの考え方もあり、知事の調査・検査権を全面的、積極的に行使することは適当でないと考える。

Ⅱ 政務調査費の充当が不適当な経費

(1) 政党活動への支出

例)

- ・ 党大会への出席
- ・ 政党活動、県連（政党等）活動
- ・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の「印刷」「発送料」
- ・ 政党組織の事務所の設置維持経費（人件費を含む）
- ・ 党大会賛助会、党大会参加費、党大会参加旅費等
- ・ 会派の役員経費

(2) 選挙活動への支出

例)

- ・ 参議院選挙に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成
- ・ 選挙関係に係る経費、選挙活動費

(3) 後援会活動への支出

例)

- ・ 後援会活動のための経費
- ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の「印刷」「発送料」
- ・ 後援会主催の「報告会等」の開催経費
- ・ 後援会が主催する県政報告会

(4) 私的経費への支出

例)

- ・ 慶弔餞別費等（病気見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、

慶弔電報、年賀状の購入または印刷等の経費)

- ・ 冠婚葬祭（葬儀、祝賀会、結婚式、祭り等）への出席
- ・ 宗教活動（檀家総代会、報恩講、宮参り）への参加
- ・ 観光、レクリエーション、私用用務等による旅行
- ・ 親睦会、レクリエーション等のための経費
- ・ 議員個人の私的目的のために私用する経費

(5) 政務調査活動に寄与しない団体への会費等経費

例)

- ・ 個人の立場で加入している団体などに対する会費等

[例示] 町内会費（自治会費）、公民会費、壮年会費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ会費及びロータリークラブ会費等で、議員個人に本来帰属する会費

- ・ 政党（県連）本来の活動に伴う党大会、党費、党大会賛助金等
- ・ 議会内の親睦団体（議員野球部、議員ゴルフ部等）の会費
- ・ 他の議員の後援会や祝賀会に出席する会費
- ・ 宗教団体の会費
- ・ 親睦又は飲食だけを目的とする会合の会費
- ・ 意見交換を伴わない会合の会費

(6) その他政務調査費を充当するのに適しない経費

例)

- ・ 挨拶、会食やテープカットだけの出席

[例示] ① JA、漁協、土地改良区および森林組合の総会及び出初め式等の挨拶

撈だけの出席

② 町内会、老人クラブ、青年団、壮年会および婦人会等の新年会等の
会食だけの出席

③ 県有施設及び県道の起工式、竣工式の出席

- ・ 議員が他の団体の役職を兼ねていて、その団体の理事会、役員会や総会の出席
- ・ 事務所として使用する不動産の購入、建築工事への支出
- ・ 自動車等の購入費、車検費、修理点検費等維持管理費、自動車リースに要する経費
- ・ 政務調査活動に直接必要としない備品等の購入費、リース代の支出

〔例示〕 絵画等の美術工芸品、冷蔵庫、エアコン、安楽椅子、衣服等

Ⅲ 会計処理

1 会計帳簿等の整理保管

会派の政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。【政務調査費の交付に関する規程第7条】

したがって、会派が解散等により消滅した場合にあっても、保存を義務付けられている経理責任者が、保存期間が経過するまで証拠書類等を保存しなければならないものであること。

2 証拠書類の整備

(1) 領収書等

支出を証明する書類として、領収書、受領書、振込受領書その他これに類する書類を整備するものとする。

(2) 活動記録簿等の整備

交通費または宿泊費を伴う調査研究活動で、定額により政務調査費を充当する場合、その活動内容の明細（調査場所、調査相手先名、調査内容等）を記載した活動記録や、宿泊証明書など支払いの事実を証明する書類を整備することを要する。

- ・ 政務調査活動報告書 別記様式 1
- ・ 宿泊証明書 別記様式 2

3 会計帳簿類の整備

会計帳簿類の種類や様式についての規定はないが、整備することが望ましい会計帳簿類は下記のとおりである。

- ・ 会計の状況を記録した帳簿類（預金・現金出納簿、勘定元帳等）
- ・ 政務調査活動報告書
- ・ 領収書の整理、保存ファイル類（領収書貼付台紙等）
- ・ 事務職員等の勤務実績簿、賃金等支払い台帳、賃金等受領書又は振込依頼書控え
- ・ 宿泊証明書等

宿 泊 証 明 書

下記のとおり宿泊したことを証明します。

記

1. 宿泊者名 ○ ○ ○ ○
2. 宿泊日数 ○月○○日 ～ ○月○○日 ○泊
3. 宿泊人数 計 ○名

平成○○年○月○○日

住 所

宿泊施設名

代表者氏名

印

《資 料 集》

- 1 地方自治法（抜粋）
- 2 政務調査費の交付に関する条例
- 3 政務調査費の交付に関する条例施行規程及び様式集
- 4 政務調査費の支出に伴う証拠書類等参考書式

1 地方自治法（抜粋）

（昭和22年4月17日法律第67号）

〔調査権・刊行物の送付・図書室の設置等〕

第100条

- ⑬ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。
- ⑭ 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

2 政務調査費の交付に関する条例

長崎県政務調査費の交付に関する条例

平成13年3月30日長崎県条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び第14項の規定に基づき、長崎県議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下同じ。）及び議員に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務調査費の交付対象)

第2条 政務調査費は、議会の会派及び議員の職にある者（月の初日に在職する者に限る。）に対し交付する。

(会派に係る政務調査費)

第3条 会派に係る政務調査費は、月額4万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。この場合において、同一議員について重複して各会派の所属議員に含めることができない。

3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

(議員に係る政務調査費)

第4条 議員に係る政務調査費は、月額26万円とする。

2 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(会派の届出)

第5条 議員が会派を結成し、会派に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務調査費経理責任者を定め、その代表者は、別に定める様式により会派結成届を議長に提出しなければならない。

2 前項の会派結成届の内容に異動が生じたとき又は会派を解散したときは、その代表者は、別に定める様式により会派異動届又は会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第6条 議長は、前条の規定により会派結成届のあった会派及び政務調査費の交付を受ける議員について、毎会計年度4月5日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

2 議長は、会計年度の途中において、会派結成届、会派異動届若しくは会派解散届が提出されたとき又は議員の異動が生じたときは、別に定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

(政務調査費の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について、政務調査費の交付の決定を行い、当該会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

(政務調査費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期（4月を起算月とする毎3箇月を一の四半期とする。以下同じ。）の最初の月（一の四半期の途中において、

あらたに会派が結成されたとき又は選挙により議員が当選したとき（繰上補充又は再選挙による場合を含む。この条において同じ。）は、当該結成に係る第5条第1項の会派結成届が提出された日（以下「届出日」という。）又は任期開始の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、当月）の5日までに、別に定める様式により、当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求するものとする。

2 前項の場合において、一の四半期の途中において議員の任期が満了するときは任期満了日の属する月までの月数分を、一の四半期においてあらたに会派が結成されたとき又は選挙により議員が当選したときは届出日又は任期開始の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、当月）分以降の政務調査費を請求するものとする。

3 知事は、前2項の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。

4 一の四半期の途中において会派の所属議員数に異動が生じた場合には、当該会派に既に交付した政務調査費については、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、当月）分から調整する。

5 一の四半期の途中において、会派が消滅したときは、当該会派の代表者は、当該消滅した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、当月）分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

6 議員又はその相続人は、一の四半期の途中において辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員の職を失ったときは、その職を失った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、当月）分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

(政務調査費の使途)

第9条 会派及び議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない。

(収支報告書)

第10条 会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、会派にあっては様式第1号、議員にあっては様式第2号により会計年度終了日の翌日から起算して20日以内に議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、様式第1号により消滅した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

3 議員又はその相続人は、任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員の職を失った場合には、第1項の規定にかかわらず、その職を失った日の属する月までの収支報告書を、様式第2号によりその日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

4 前3項の収支報告書には、政務調査費に係る支出の領収書その他の証拠書類の写し（以下「領収書等」という。）を添付しなければならない。

(議長の調査)

第11条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

(政務調査費の返還)

第12条 知事は、会派又は議員がその当該会計年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその会計年度内に支出した政務調査費（第9条に規定する使途基準に適合する支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第13条 議長は、第10条に規定する収支報告書及び領収書等を同条に規定する提出期限の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、第10条に規定する収支報告書及び領収書等の閲覧を前項の保存期間内に限り請求することができる。

3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書及び領収書等に記載されている情報のうち、長崎県情報公開条例（平成13年3月23日長崎県条例第1号）第7条に掲げ

る不開示情報を除き、閲覧に供するものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第10条第4項の改正規定は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長崎県政務調査費の交付に関する条例第10条第4項の規定は、前項に規定する施行の日以後に支出される政務調査費に係るものから適用する。

様式第1号（第10条関係）

年 月 日

長崎県会議長

様

会派名

代表者名

印

年度政務調査費に係る収支報告について

長崎県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項（第2項）に基づき、別紙のとおり
年度政務調査費収支報告書を提出します。

(別紙)

年度政務調査費収支報告書

会派名

1 収 入

政務調査費 _____ 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
広 報 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 余

_____ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

年 月 日

長崎県議会議長

様

氏 名

印

年度政務調査費に係る収支報告について

長崎県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項（第3項）に基づき、別紙のとおり
年度政務調査費収支報告書を提出します。

(別紙)

年度政務調査費収支報告書

氏 名

1 収 入
政務調査費 _____ 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
広 報 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 余
_____ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 政務調査費の交付に関する条例施行規程及び様式集

長崎県政務調査費の交付に関する規程

(平成13年3月30日長崎県議会告示第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県政務調査費の交付に関する条例（平成13年長崎県条例第35号。以下「条例」という。）に基づく政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

第2条 条例第5条の様式は、次に掲げる区分により、それぞれ該当各号に定めるところによるものとする。

- (1) 会派結成届 様式第1号
- (2) 会派異動届 様式第2号
- (3) 会派解散届 様式第3号

(会派及び議員の通知)

第3条 条例第6条の様式は、様式第4号によるものとする。

(政務調査費の請求)

第4条 条例第8条第1項の様式は、様式第5号及び様式第6号によるものとする。

(政務調査費の使途基準)

第5条 条例第9条の使途基準は、会派に係る政務調査費については別表第1、議員に係る政務調査費については別表第2のとおりとする。

(収支報告書の写しの送付)

第6条 議長は、条例第10条の規定により収支報告書及び領収書等が提出されたときは、その写しを様式第7号により知事に送付するものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第7条 会派の政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書の閲覧)

第8条 条例第13条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日（その日が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その日の翌日）からすることができるものとする。

2 条例第13条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の閲覧の請求は、収支報告書閲覧請求書（様式第8号）を提出して行うものとする。

3 条例第13条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の閲覧は、議会の議長が指定する場所で、長崎県議会事務局規程（昭和50年長崎県議会議長訓令第1号）第22条に規定する執務時間中にしなければならない。

4 収支報告書及び領収書等は、前項の場所以外の場所に持ち出すことはできない。

5 収支報告書及び領収書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

6 第2項から前項までの規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

7 前各項に定めるもののほか、条例第13条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の閲覧に関し必要な事項は、議会の議長が定める。

別表第1（第5条関係）

項 目	内 容
調 査 研 究 費	会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 （調査委託費、交通費、宿泊費等）
研 修 費	会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費 （会場費・機材借り上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等）
会 議 費	会派における各種会議に要する経費 （会場費・機材借り上げ費、資料印刷費等）
資 料 作 成 費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 （印刷・製本代、原稿料等）
資 料 購 入 費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 （書籍購入代、新聞雑誌購読料等）
広 報 費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費 （広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等）
事 務 費	会派が行う調査研究にかかる事務遂行に必要な経費 （事務用品・備品購入費、通信費等）
人 件 費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 （給料、手当、社会保険料、賃金等）

（注）（ ）内は例示である。

別表第2（第5条関係）

項 目	内 容
調 査 研 究 費	議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 （調査委託費、交通費、宿泊費等）
研 修 費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費 （会費、交通費、宿泊費等）
会 議 費	議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費 （会場費・機材借り上げ費、資料印刷費等）
資 料 作 成 費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 （印刷・製本代、原稿料等）
資 料 購 入 費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 （書籍購入代、新聞雑誌購読料等）
広 報 費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費 （広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等）
事 務 所 費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 （事務所の賃借料、管理運営費等）
事 務 費	議員が行う調査研究にかかる事務遂行に必要な経費 （事務用品・備品購入費、通信費等）
人 件 費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 （給料、手当、社会保険料、賃金等）

（注）（ ）内は例示である。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

長崎県議会議長

様

会派名
代表者

印

会 派 結 成 届

長崎県政務調査費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務調査費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 所属議員氏名 別紙名簿のとおり

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

長崎県議会議長

様

会派名
代表者

印

会 派 異 動 届

長崎県政務調査費の交付に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日

2 異動内容

区 分	新	旧
会 派 の 名 称		
代表者の氏名		
政 務 調 査 費 経 理 責 任 者 の 氏 名		
所 属 議 員 数		
異 動 の あ っ た 所 属 議 員 氏 名	（新たに所属した 議員氏名）	（所属議員でなくな った議員氏名）

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

長崎県議会議長

様

会派名
代表者

印

会 派 解 散 届

長崎県政務調査費の交付に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 解散した会派の名称

2 解散した年月日

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

長崎県知事

様

長崎県議会議長

氏 名

印

政務調査費の交付を受けようとする
会派及び議員について

長崎県政務調査費の交付に関する条例第6条の規定により、
政務調査費の交付を受けようとする会派及び議員について下
記のとおり通知します。

記

(1) 会派について

別紙会派結成（異動、解散）届のとおり。

(2) 議員について

別紙議員名簿のとおり。

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

長崎県知事

様

会派名
代表者

印

年度政務調査費請求書

長崎県政務調査費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり政務調査費を請求いたします。

記

- 1 金 円
但し、 年 月分～ 年 月分（所属議員数 名）
- 2 所属議員氏名
別添名簿のとおり

様式第6号（第4条関係）

年 月 日

長崎県知事

様

氏 名

㊟

年度政務調査費請求書

長崎県政務調査費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり政務調査費を請求いたします。

記

金

円

但し、

年

月分～

年

月分

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

長崎県知事

様

長崎県議会議長

氏 名

印

政務調査費収支報告書（写）の送付について

長崎県政務調査費の交付に関する規程第6条の規定により、
年度政務調査費収支報告書の写しを別添のとおり送付し
ます。

様式第8号（第8条関係）

収支報告書閲覧請求書

年 月 日

長崎県議会議長

様

住所又は所在地

氏名又は名称

（代表者氏名）

連絡先

（電話番号）

長崎県政務調査費の交付に関する条例第13条第2項の規定により、次のとおり収支報告書の閲覧を請求します。

閲覧を請求する報告書	年度政務調査費収支報告書
------------	--------------

雇 用 契 約 書

氏 名	印	生年月日	年	月	日
現 住 所					
電話番号	緊急時の 連絡先				

下記の条件にて雇用契約を締結します。

雇 用 期 間	年	月	日	から	年	月	日
就 業 場 所							
職 務 内 容							
就 業 時 間							
休 日							
給与・(賃金)	月給	円	(時給	円)			
給 与 支 払	日締切		日支払				
給 与 振 込 先	銀行		支店				
	普通預金		口座番号				

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

年 月 日

雇 用 者 会 派 名 代表者名 印

又は議員名 印

被雇用者 氏 名 印

領収書等の添付方法（参考例）

台 紙

- ・ 領収書原本又はコピーを貼付（現金支払いの場合）
- ・ 口座振り込み依頼書の控え又はコピーを貼付
（現金支払いの場合）

（支出項目及び使途内容）

支出項目：調査研究費（交通費）
[記載例] 使途内容：〇月〇日福岡国税局調査に際してのＪＲ往復運賃

（按分する場合の計算）

[記載例] 乗車賃合計 5,000円 × 1/2 = 2,500円

領収書がない場合の証明書添付参考例

領収書の添付に代わり支出の事実を証明する方法として、以下のような方法が考えられる。

支払い証明書（参考例）

支出年月日	支出項目	支出相手先	支 出 内 容	支 出 額	備 考